

あみ  
議会だより

あみ～る

第  
186  
号



まちびとインタビュー  
議会にあなたの声を

竹来中学校体育館

## らくだ会

らくだ会は、毎週一回ショートテニスを楽しんでいるサークルです。体を動かして、健康維持に取り組んでいます。

2ページ 決算審査  
**令和6年度予算はこのように使われた**

4ページ 審議結果  
**26の議案等を承認・可決・同意・採択**

11ページ 一般質問  
**12人の議員、町政を問う**

18ページ 委員会活動  
**常任委員会で町内・先進地を視察・研修**

21ページ 議会活動  
**放課後議員カフェ・鳥取県町村議会議長会ほかが来庁**

24ページ まちびとインタビュー  
**議会にあなたの声を**

# 令和6年度予算は このように使われた



※予算決算特別委員会で審査された事業を中心に取り上げました。



## 民生費

82億167万円

- 阿見町地域子ども食堂運営奨励金を交付
- エアコンのない高齢者世帯に購入設置費用を補助
- 補装具給付事業の実施
- など



## 教育費

38億9235万円

- 中央公民館・市民体育館の大規模改修工事の実施
- 平和記念式典派遣に参加した生徒への補助
- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施
- など



## 総務費

24億9138万円

- キャッシュレス決済レジの導入
- 二所ノ関部屋連携推進事業の実施
- 市制施行推進事業の実施
- など



## 土木費

22億1922万円

- 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事を実施
- 計画的な道路修繕のため道路ストック総点検を実施
- 曙地区街区公園の整備を実施
- など



## 衛生費

14億5282万円

- 子宮頸がん検診等のがん検診を無料で受けられるクーポン券の配付
- 50歳以上の希望者に帯状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成
- スズメバチの巣を業者委託により駆除した場合、費用の一部を補助
- など



## 消防費

7億6095万円

- 第11分団消防ポンプ自動車を購入
- 消火栓の設置及び修繕を実施
- など



## 農林水産費

3億8219万円

- ふれあいの森2号トイレの再建工事を実施
- 有害鳥獣駆除事業の実施
- 茨城大学・東京農業大学との連携事業の実施
- など



## 商工費

2億6304万円

- 第36回まい・あみ・まつり開催を支援
- 新商品開発支援補助金を交付し、町の魅力向上や活性化に繋がる新商品開発を支援
- ふるさと納税制度の積極的な活用
- など

### 監査委員の審査意見より

- 不用額については、予算規模が増大する中、前年度よりも減少しており、必要な減額補正の隨時実施といった一定の改善が見られた
- 円安や原油価格の高騰等の影響により物価高騰が続いていること、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、国民の個人消費が力強さを欠く状態が続いている
- 本町では、新たな商業店舗の開発が進み、人口の増加がさらに進むなど、周辺地域と比較して経済活動が活発であったと言える
- 単独での市制施行に向けた動きも進み、今後一層の発展が見込まれる一方、新規事業の追加や、これに伴う人件費増加等、財政への影響が懸念される状況である

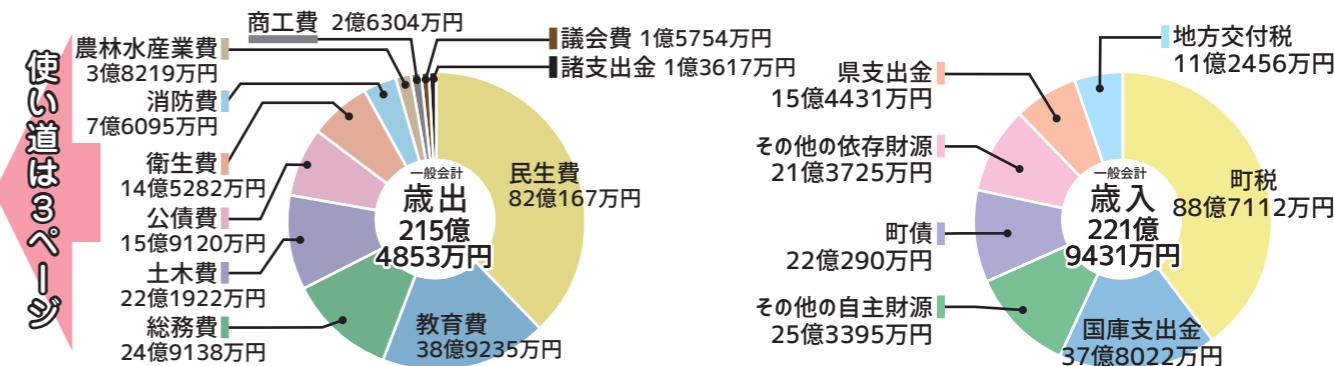
監査委員：佐藤 修一・栗田 敏昌

# 決算審査

(単位：円)

	歳入総額	歳出総額	差引額	
一般会計	22,194,310,476	21,548,531,770	645,778,706	
特別会計	4,903,520,004	4,382,191,437	521,328,567	
介護保険	3,922,778,183	3,834,224,159	88,554,024	
後期高齢者医療	1,286,335,007	1,284,201,382	2,133,625	
小計	10,112,633,194	9,500,616,978	612,016,216	
合計	32,306,943,670	31,049,148,748	1,257,794,922	
水道事業会計	収入	支出	差引額	
	1,284,621,683	1,092,367,827	192,253,856	
	資本的	569,635,721	-269,511,721	
下水道事業会計	収入	支出	差引額	
	1,735,466,470	1,540,421,163	195,045,307	
	資本的	575,174,870	965,383,716	-390,208,846

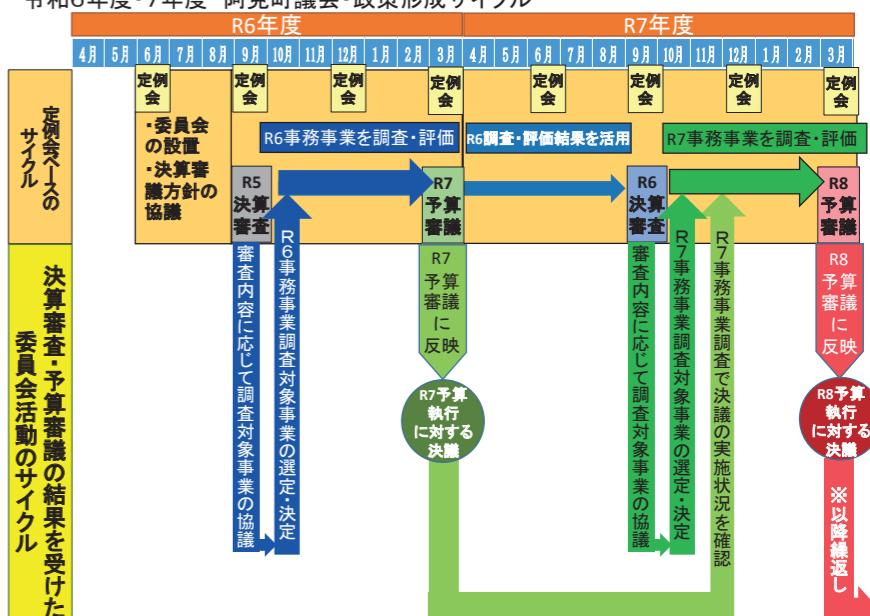
※水道及び下水道事業会計で、資本的収入及び支出における収入の不足額は、損益勘定留保資金、未処分利益剰余金等で補てんしました。



## 予算決算特別委員会

令和6年6月の第2回定例会において、令和7年度末までを任期とする予算決算特別委員会を設置し、当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査している。阿見町議会に適した政策形成サイクルを模索し、9月定例会における決算審査を起点として、令和7年度事業に対する事務事業調査を行い、3月定例会における予算審議に活用することを目的とした形とした。今後、特別委員会としての調査対象事業を選定するため協議を行っていく。

### 令和6年度・7年度 阿見町議会・政策形成サイクル



阿見町の財政については  
ホームページでご覧ください



令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算
17万6千円増額（子ども子育て支援金に係る電算システム改修委託料）
令和6年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
令和6年度阿見町一般会計歳入歳出の決算の認定を求めるもの
令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
令和6年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定を求めるもの
令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
令和6年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定を求めるもの
令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定を求めるもの
令和6年度阿見町水道事業会計決算認定について
令和6年度阿見町水道事業会計決算の認定を求めるもの
令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
令和6年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めるもの
阿見中学校屋内運動場屋根改修工事請負契約について
経年劣化により防水機能、断熱性能が低下した阿見中学校屋内運動場の屋根について、改修工事を行うもの。契約金額8107万円（予定価格5000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要）
かすみ公民館大規模改修工事請負契約について※4 <a href="#">P7 参照</a>
かすみ公民館の老朽化に伴い、安全対策や機能維持のため、改修工事を行うもの。契約金額3億5970万円（予定価格5000万円以上の工事請負契約は議会の議決が必要）
町道路線の廃止について※5 <a href="#">P8 参照</a>
都市計画道路開通により不要となった既存路線及び誤認定路線を廃止するもの
町道路線の認定について
開通した都市計画道路及び開発行為により新設された路線を新たに町道として認定するもの
阿見町監査委員の選任につき同意を求めるについて
令和7年9月30日で任期満了となる委員について、引き続き選任することについて議会の同意を求めるもの
阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
令和7年10月12日で任期満了となる委員について、新たな委員の任命について議会の同意を求めるもの
ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願※6 <a href="#">P9 参照</a>
ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすることを求める意見書を国へ提出することの請願
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
学校の働き方改革・長時間労働是正のための教職員定数改善を推進、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度の堅持、自治体が実効性のある働き方改革を実現するために必要な予算措置を講ずることを求める意見書を国へ提出することの請願
ひきこもり基本法の制定を求める意見書
ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすることを求める意見書を国へ提出するもの
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書
学校の働き方改革・長時間労働是正のための教職員定数改善を推進、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度の堅持、自治体が実効性のある働き方改革を実現するために必要な予算措置を講ずることを求める意見書を国に提出するもの



色がついている議案は、質疑または討論を掲載している議案です。

初日	
最終日	
令和7年第3回定例会	
令和7年9月9日初日～9月30日最終日	
<p>■ 全議員が賛成した議案等</p> <p>専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>県道竜ヶ崎阿見線を阿見坂下から坂上に向かい走行中の公用車が、進行方向右道路より横断してきた車両に右側後方から衝突され双方の車両に損害が発生した事故について損害賠償の額を定めるために行なった専決処分の承認を求めるもの</p> <p>専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>火災出動により東京医大西交差点を緊急走行中の消防団車が、交差点左側から進入した車両と衝突し双方の車両に損害が発生した事故について損害賠償の額を定めるために行なった専決処分の承認を求めるもの</p> <p>阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について※1 <a href="#">P6 参照</a></p> <p>再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置及び管理等に関し、町民の安全・安心の確保と、地域との共存を図ることを目的に、新たに条例を制定するもの</p> <p>阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うもの</p> <p>阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度の拡充等のため、所要の改正を行うもの</p> <p>阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に準じ、企業職員の給与の減額に関する規定について、所要の改正を行うもの</p> <p>阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について※2 <a href="#">P7 参照</a></p> <p>災害見舞金の支給対象を拡大し、これまで対象とならなかった被災者の方々にも支援が行き届くようにするため、所要の改正を行うもの</p> <p>令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）※3 <a href="#">P6・7・8 参照</a></p> <p>2億9194万9千円増額</p> <p>【主な歳入】 普通交付税、公共公益施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金、前年度繰越金、学校施設整備事業債の増。公立学校施設整備費負担金の減</p> <p>【主な歳出】 さわやかフェア事業にドローンデモフライトの経費を新規計上 子育て支援総合センターの備品購入費、産後ケア事業委託料、道路側溝の清掃委託料、草刈委託料、小中学校のタブレットに係る備品修繕料、基金積立金の増</p> <p>令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算</p> <p>232万8千円増額（令和6年度国民健康保険交付金の精算により県支出金等返還金を新規計上）</p>	

## 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

問 新たに対象となったケース及び確認はどのように進められるか。

答 学生でその家族が契約した賃貸住宅、仕事の都合で賃貸住宅の契約を交わし住民票を移さずに生活の拠点としているケース。賃貸契約、公共料金の契約名義、使用実績、住民票を移さない理由等の確認をして生活の拠点として認められるか判断する。

## 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

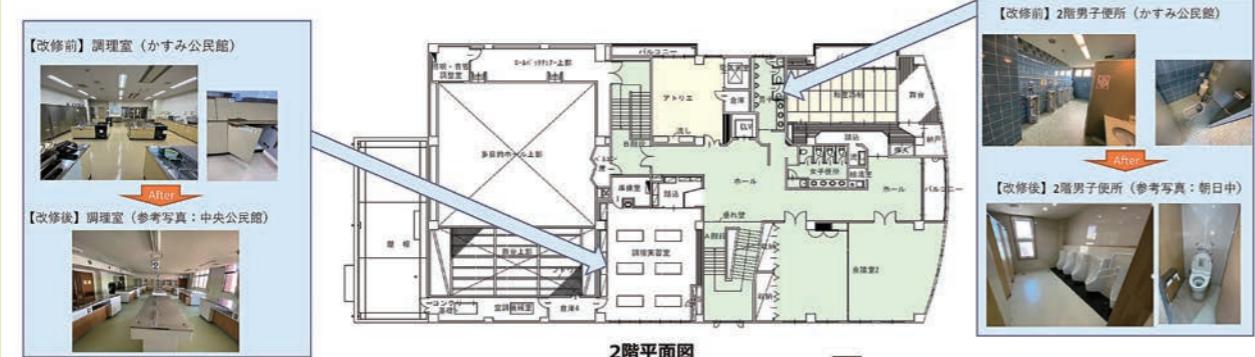
問 子ども食堂事業の報償費補正の理由は。

答 新たな交付対象団体が生じたため補正した。具体的には当初交付要件を満たしていなかった1団体が開催回数を増やすことで要件を満たすことになった。

## かすみ公民館大規模改修工事請負契約について

問 非常用自家発電装置は、どのくらいの期間、電力を供給できるか。避難所としての機能を考慮した設計になっているのか。

答 災害発生時には、最初の72時間の初動対応が最も重要で、この期間、燃料やインフラが復旧しにくいため施設を自立して稼働できる設計となっている。避難所としては、機能維持が求められる優先度の高い1階の会議室、2階和室、アトリエについては、エアコンを含めた電源を供給する。



## かすみ公民館改修工事概要イメージ

## 賛否が分かれた議案等

議案名	議決結果	賛否数	議員名														
			野口雅弘	箕輪聰	前田一輝	小川秀和	紙井和美	武井浩	武藤次男	佐々木芳江	落合剛	栗田敏昌	石引大介	高野好央	栗原宣行	海野隆	久保谷充
			賛成	反対	不採択	6	11	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○
日本航空株式会社（JAL）労使紛争の早期解決に係る意見書提出を求める請願※7 P10 参照																	

JAL労使紛争の早期解決に向け、最大限の努力をするよう国会及び関係行政庁に対し意見書を提出することの請願

※議長（野口雅弘議員）は、賛否同数のとき以外は表決に加わりません。

※「○」は賛成、「×」は反対、「-」は欠席を表します。

## 阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

問 既存の太陽光発電設備も条例の対象となるのか。

答 既存設備も維持管理義務の対象で、住民からの苦情等に基づき確認・指導を行う。

問 事業終了後に放置された場合、町で代執行するのか。

答 現時点で代執行は考えていない。

問 これまでの具体的なトラブル事例は。

答 主なものは、住民や土地所有者が十分理解しないまま整備が進んだ事例が多く、条例により説明を明確化し防止を図る。



## 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

問 市制施行推進事業の委託料の理由は。

答 70周年記念式典後のPR用バナー設置や来年度パンフレット作成を早期に進めるため。

問 戸籍システム改修費の内容は。

答 令和8年5月から戸籍に「ふりがな」が付与される法改正に対応するための改修費で、全額国庫補助である。

戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。



氏名のフリガナの届出は  
令和7年5月26日から  
できるようになります。

本籍地の市町村長から皆様に、  
氏名のフリガナに関する情報を  
通知いたします。

マイナポータルでオンライン届出も可能

制度の詳細はこちら 法務省民事局 戸籍フリガナ 検索

戸籍に「ふりがな」が付与される法改正

## 内容

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。また、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望し、下記にその要望の基本を掲示する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願します。



## 請願事項

- ①ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること
- ②「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること
- ③当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組むようにすること

## ■ 請願とは

国や地方公共団体に意見や要望を述べることを「請願」といいます。

地方自治法により、町議会に請願する場合は、町議会議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。

提出された請願書は、常任委員会などで審査した上で、本会議で採択・一部採択・不採択のいずれかを決定し、その結果を請願者に通知します。また、採択された請願については、必要に応じ、意見書を国の機関などに送ることになります。

問 地域おこし協力隊業務委託料480万6000円の減額理由は何か。

答 地域おこし協力隊1名が体調不良の申し出があり5月末で解職したため、6月以降の委託経費を削減した。

問 民間の開発や都市計画道路の完成に伴うもの以外の町道廃止の理由は何か。

答 町民や県建築指導課、住宅メーカーから問い合わせがあり確認したところ、民地や私道であったことから過去の誤った認定であると判断し、町道の認定を廃止する。



廃止する町道路線の例（島津地区）

## 監査委員決まる

令和7年9月30日の任期満了に伴い、議会の同意により次の方が監査委員に決まりました

佐藤 修一（さとう しゅういち） 阿見町南平台 49歳

※年齢は令和7年4月1日現在

## 教育委員決まる

令和7年10月12日の任期満了に伴い、議会の同意により次の方が教育委員に決まりました

田島 峰子（たじま みねこ） 阿見町南平台 67歳

※年齢は令和7年4月1日現在



**議会傍聴** 手続きは簡単  
ぜひ傍聴してみてください

議会の傍聴を希望される方は、会議の当日に役場3階議会事務局までお越しください。

①傍聴受付証の交付を受けてください  
②傍聴受付証は先着順にお渡しします  
③傍聴席数は次の通りです  
本会議 30席・委員会9席・全員協議会7席

**動画視聴** 動画でご覧いただけます

議会の様子の録画を下記から公開しています。  
【YouTubeチャンネル『茨城県阿見町議会』】  
※QRコードを読み込んで視聴できます。  
※チャンネル登録をすると、動画が配信された時に通知が届くようになります。

**部活動の地域移行について**  
原付・小型バイクの  
ご当地ナンバーについて

問 市制に合わせて、阿見町でもご当地ナンバーを導入したらどうか。  
答 令和初の市制施行を内外に強くアピールすべく、ご当地ナンバー導入に向け準備を進めていく。

問 国では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たな改革実行期間としているが、阿見町が目指す地域移行とは。

問 発達の遅れや障害のある就学前のお子さんが早い段階から専門的な配慮・支援を受けることで成長につなげていくため、児童発達支援センターを早期に設置することを提案する。

答 民間事業所から児童発達支援センター設置の相談を受けており、町は実現に向け、積極的に支援していく。



△ご当地ナンバーの例（龍ヶ崎市）

反対します

紙井 和美 議員

本請願は、JALの労使紛争について「解雇は不要であった」とし、国会や政府による早期解決を求めており。しかし、この問題についてはすでに司法の場で争われ、最高裁判所においても整理解雇は有効と確定している。国際労働機関（ILO）の勧告は尊重すべきものだが、法的拘束力はなく、国内法や確定判決を覆す効力はない。また、企業の人事・採用は経営判断の根幹であり、政治的介入は企業統治や市場の信頼を損なう恐がある。解雇から15年が経過し、当時の職務適性や資格維持の状況も不明な中で、一律の再雇用を求めるることは現実的ではない。航空の安全は、年齢や勤続年数だけでなく、最新の訓練や健康状態、機材更新への適応力によって確保される。JALはその後も安全運航を維持しており、請願の前提には疑義がある。

よって、本請願は採択できないと考え、反対する。

討論



海野 隆 議員

以下の理由から賛成する。2010年の経営破綻時、政府は私的整理ではなく会社更生法に基づく「法的整理」を選択し、官民ファンドの「企業再生支援機構」が中心となり、国の主導で公的資金を注入して行われた。これにより、路線の維持など航空ネットワークへの影響を最小限に抑え再建が進められたが、その過程で客室乗務員84名と運航乗務員81名が年齢と病歴を理由に「整理解雇」された。

しかし、のちに超過削減していたことが判明し、当時の経営責任者である稻盛和夫会長の「解雇の必要はなかった」との発言もあり、整理解雇は不要だったことが明白になった。

これまで国際労働機関（ILO）は「解決に向けて労使の意義ある交渉」を求めて4回の勧告を出しており、JALはグローバル企業として国際的な労働基準を遵守して争議を解決すべきだ。

当該被解雇者らは、JAL本社に対し超党派国會議員27名と連名で争議解決と安全輸送の確保について要請を行うなど解決に向けた努力を重ねているが、長期の紛争は当事者はもとより家族にも影響を及ぼす。人道的見地からも円満な早期解決が求められる。

破綻後の再建プロセスでは、国主導で法的整理が進められた。空の安全は、健全な労使関係があってこそであり、JALの再建に関与した政府には、航空輸送の安全を確立する観点からも、一日も早い紛争の解決に向け、最大限の努力をするよう強く要望するという請願者の願意を汲むべきである。

不採択

賛成します

反対します

武井 浩 議員

日本航空は2010年1月に2兆3200億円を超える負債を抱え、会社更生法を申請している。当時の新聞では、日本航空の法的整理に伴い、約440億円の国民負担が発生する見通しとなったと報道されていた。多額の負債を抱えて破綻したわけであり、そのような状況において解雇問題も発生したものと思う。解雇された方々の深い悲しみは察するが、すでに解雇から15年近くが経過している。本請願は、一民間企業の労使問題であり、会社側の考え方などの資料もない状況の中で、一方的な判断をすることはできないと思う。以上のことから、私は本案に対して反対する。



児童発達支援センターの設置について



答 教員が授業や生徒指導などの業務に専念できる環境をつくり、働き方改革を推進し、さらに地域住民や保護者が活動の運営・サポートに関わることで、多世代交流が広がり、地域力の向上にもつながる。学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を支える持続可能な仕組みを構築することが阿見町の目指す地域移行の姿である。

佐々木 芳江 議員

## 阿見町におけるGIGAスクール構想について



阿見町におけるGIGAスクール構想について



問 GIGAスクール構想導入後学習への関心・取組みなどに良い影響、効果が出ているとの事ですが、どのような影響や効果があるか。

答 良い影響は、学習意欲の向上である。先生方は、効果的な方法で児童生徒のやる気を引き出している。効果としては、問題解決能力の育成である。自分の考えを深めることに役立っている。

問 自宅にタブレットを持ち帰ることに対して教育委員会では何かルールを定めているか。

答 各学校を通して保護者向けに、レットの利用確認書を保護者と児童生徒に記入してもらい、家庭での使用ルールを考えてもうなり、周知、徹底を図っている。

問 GIGAスクール構想の一冊活用の課題と今後の対応について。

答 現代社会では真意不明な情報があふれており、情報に惑わされず真意を正確に判断し、表現できる

力を身に着けるとともに、サイバー犯罪や情報漏洩のリスクから身を守る必要がある。各校では、児童生徒が情報機器の使い方を学ぶとともに、ICT支援員による教職員向けメディアリテラシーの研修を企画し、警察や民間企業の方を講師として招くなどして、情報過多な社会の中で児童生徒が適切な判断ができるようにしている。

問 総額20億円を超える大規模事業で、年間の維持管理費も1億円以上かかると思うがニーズ調査・費用対効果を調査しているのか。

答 学校プールの集約・教育環境の整備なので、費用対効果を数値で表すのは難しいが、周辺人口調査を行い近隣のプールと比較し遜色ない人口は確保している。

問 一般家庭の貯金にあたる「財政調整基金」、建設事業の借金にあたる「普通債」は過去に類を見ない状況にある。温水プール事業を進めれば財政を圧迫し、町民生活への影響は甚大だとと思うがどうか。

答 財政調整基金は11億円を割込み、普通債も現在の残高を大きく上回っていたこともある。町全体の事業を含めた中で精査を進めたい。

問 阿見中学校テニスコート南側には、東日本大震災における除染作業でた汚染土が埋められている。温水プールはその上に建設予定のようだが、埋められている量と現回っている。

問 汚染土の上に建設して問題ないのか。工事により露出した時に安全が保てるのか。

答 数値も基準以下で安定しており、除染土を動かさず対応することを念頭に緑地帯か、駐車場の下で安定させるか基本設計で検討する。

△温水プールイメージ  
(出典:神栖市ホームページ)

高野 好央 議員

## 温水プールの進捗状況は



温水プールの進捗状況は



## 学校体育館の空調設備について



学校体育館の空調設備について

問 热中症警戒アラートは、令和5年度は16件、令和6年度は26件、今年はこれまでに38回発令されている。体育館は、子どもたちの学習・生活の場で、災害時には避難所となる。気候変動の変化に対応し前倒しで空調を整備すべきではないか。

答 国の令和6年度補正予算において「空調設備整備臨時特例交付金」が創設された。補助率が2分の1で財政的支援が手厚い。この交付金の活用を前提に、早期整備に向けた検討を進める。

問 突然犯罪に巻き込まれ回復し難い身体的・心理的・経済的損失を被ることの可能性は誰にでもある。町は犯罪被害者等基本法の立法趣旨に照らし必要な支援・サポートをするとともに条例の制定をすべきだがどうか。

答 町では状況に応じた相談やサポート、プライバシー保護や負担軽減を考慮し、個室相談などの支援を行っている。茨城県内の条例制定は11市町で制定率は25%となっている。犯罪被害者等への支援の必要性は高まっており、地域に応じた施策の策定が急務となっている。令和8年度からの条例の施行を目指し作業を進めている。



## 犯罪被害者支援条例について



犯罪被害者支援条例について



△子ども救急電話相談 #8000



△空調が整備された町民体育館(参考例)

問 阿見町内の小中学校・保育所等で救急車を呼んだ事例は、過去5年間(令和2~6年)で年間何例あつたか。

答 過去に小中学校・保育所等において救急車を要請した事例は、令和2年度に2件、令和3年度に3件、令和4年度に3件、令和5年度に8件、令和6年度に13件である。

問 小中学校・保育所等が救急車を呼んだ場合、「緊急性なし」と大病院が判断した場合「選定療養費」を徴収されるが、阿見町ではどうなっているのか。

答 令和6年12月2日の制度開始以来、町内の小中学校・保育所等において選定療養費を徴収された実績はない。学校現場では、命に関わる緊急時と判断した場合には、ためらわずに救急車を要請するよう周知している。また、怪我の程度や症状から医療機関受診の判断がつかない場合には、必ず茨城県救急電話相談「#8000」に相

談し、救急車要請を助言された場合は、その旨を搬送先の医師に伝えることで、原則として選定療養費は徴収されないことが対象病院との申し合わせ事項として確認されている。

※選定療養費とは、紹介状なしで大病院を初診で受診した場合のほか、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合に患者本人が受診した医療機関に支払う費用

- 高齢者世帯及び単身高齢者世帯への終身支援について
- 歴史民俗資料館の整備について

高野 好央 議員

## 温水プールの進捗状況は



温水プールの進捗状況は



## 学校体育館の空調設備について



学校体育館の空調設備について

問 热中症警戒アラートは、令和5年度は16件、令和6年度は26件、今年はこれまでに38回発令されている。体育館は、子どもたちの学習・生活の場で、災害時には避難所となる。気候変動の変化に対応し前倒しで空調を整備すべきではないか。

答 国の令和6年度補正予算において「空調設備整備臨時特例交付金」が創設された。補助率が2分の1で財政的支援が手厚い。この交付金の活用を前提に、早期整備に向けた検討を進める。

問 突然犯罪に巻き込まれ回復し難い身体的・心理的・経済的損失を被ることの可能性は誰にでもある。町は犯罪被害者等基本法の立法趣旨に照らし必要な支援・サポートをするとともに条例の制定をすべきだがどうか。

答 町では状況に応じた相談やサポート、プライバシー保護や負担軽減を考慮し、個室相談などの支援を行っている。茨城県内の条例制定は11市町で制定率は25%となっている。犯罪被害者等への支援の必要性は高まっており、地域に応じた施策の策定が急務となっている。令和8年度からの条例の施行を目指し作業を進めている。



## 犯罪被害者支援条例について



犯罪被害者支援条例について

問 阿見町内の小中学校・保育所等で救急車を呼んだ事例は、過去5年間(令和2~6年)で年間何例あつたか。

答 過去に小中学校・保育所等において救急車を要請した事例は、令和2年度に2件、令和3年度に3件、令和4年度に3件、令和5年度に8件、令和6年度に13件である。

問 小中学校・保育所等が救急車を呼んだ場合、「緊急性なし」と大病院が判断した場合「選定療養費」を徴収されるが、阿見町ではどうなっているのか。

答 令和6年12月2日の制度開始以来、町内の小中学校・保育所等において選定療養費を徴収された実績はない。学校現場では、命に関わる緊急時と判断した場合には、ためらわずに救急車を要請するよう周知している。また、怪我の程度や症状から医療機関受診の判断がつかない場合には、必ず茨城県救急電話相談「#8000」に相

談し、救急車要請を助言された場合は、その旨を搬送先の医師に伝えることで、原則として選定療養費は徴収されないことが対象病院との申し合わせ事項として確認されている。

※選定療養費とは、紹介状なしで大病院を初診で受診した場合のほか、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合に患者本人が受診した医療機関に支払う費用

- 高齢者世帯及び単身高齢者世帯への終身支援について
- 歴史民俗資料館の整備について





QRコードからアクセスすると各議員の質問（録画動画）が視聴できます

問 児童生徒の端末活用が進む中、授業でネットが遅くなる等の支障が出ていると聞く、町の認識は。

答 一部の授業で児童生徒が一斉に接続する時、特に人数の多い学校では通信遅延が、実態調査では全小中学校で回線の混雑が確認された。喫緊の課題と認識。原因は1ギガ回線の容量不足にあると分析する。

問 現場から報告されている問題は。

答 電子黒板とタブレットが接続できない、学年単位での一斉ログインに時間がかかる等の事案が報告されている。



▲竹来中学校弓道場

問 通学路の雑草、危険個所、信号機、横断歩道などはどのように整備するのか。

答 通学路で改善要望があつた場合は、所管の担当課で出来る限り速やかに対応する。また、信号機、横断歩道は、牛久警察署と協議し対応する。

問 阿見中体育館や朝日中のテニスコート、竹来中の弓道場など学校施設はどうに改善するのか。

答 阿見中体育館は屋根の雨漏り解消のため屋根全面改修工事を予定している。朝日中のテニスコートは、学校敷地全体に関わる課題のため、学校と協議する。また、竹来中の弓道場は、築39年が経過し老朽化が進んでいたため必要な修繕を行い、弓道場へのぬかるみも改善に向け学校と協議する。

問 清掃用具や体育倉庫の備品で不足しているものや破損しているものがあるが、学校の備品はどうに改善するのか。



栗原 宜行議員

## 児童生徒の学びの環境は整っているか



問 デジタル教科書やアプリの活用に安定した通信環境が不可欠では。「Chavva」を活用予定。土台となる通信環境の整備を急ぐ必要がある。

問 児童生徒の学びを保障するため、通信環境の改善策と計画は。

答 近隣自治体の事例も参考にし、費用対効果が最も高い10ギガ回線

用対効果が最も高い10ギガ回線

問 デジタル教科書やアプリの活用に安定した通信環境が不可欠では。「Chavva」を活用予定。土台となる通信環境の整備を急ぐ必要がある。

問 児童生徒の学びを保障するため、通信環境の改善策と計画は。

答 近隣自治体の事例も参考にし、費用対効果が最も高い10ギガ回線



▲タブレットを使用した授業（小学校）

への更新を検討中。校内通信設備の更新も含め、総額約1200万円を見込み、国の補助金活用も検討し、財源確保に努める。

問 來年度から全国学力テストのオンライン化を控え、回線確保の実行を求める、町長の見解は。

答 今回、三カ年実施計画でしつかりとした予算が挙がっている。ここまでのやり取りを聞き、必要性があると感じており、前向きに検討を進める。

問 まちの除草計画はどのようになっているか。

答 交通量などを目安に道路を3種類に分類し、それぞれ年間に1回～3回の除草を実施している。

問 今後、道路里親制度をどのように展開していくか。また、補助額の見直しも行うべきではないか。

答 この制度は令和9年度末で廃止の見直しも行うべきではないか。



筧田 聰議員

## 小中学校の通信環境について



石引 大介議員

## まちの道路管理（除草）について



**傍聴がしやすくなりました**

阿見町議会傍聴規則が改正され、古かったりあいまいだったりした内容が現在の社会情勢に合わせたものになりました。

- 小さなお子さんと一緒に傍聴することができます。  
(泣いてしまったり騒いでしまったりするときは、一時退席をお願いする場合もございます)
- 携帯電話やスマートフォンの電源を切らなくても大丈夫です。  
(音が鳴らないように設定してください)
- 車いすを使用する方は、傍聴席までの階段が急で危ないので、議場入口で傍聴ができます。  
(準備のため、あらかじめ議会事務局職員にお申し出ください)

傍聴の際は、傍聴人受付票に住所・氏名をご記入いただきますので、阿見町役場3階の議会事務局にお越しください。

問 まちの除草計画はどのようになっているか。

答 交通量などを目安に道路を3種類に分類し、それぞれ年間に1回～3回の除草を実施している。

問 県道の除草計画は県から阿見町へきちんと示されているか。

答 県では年度初めに町内全域の国道・県道を対象として除草工事を発注し、適切な時期に1から2回程度実施していると確認している。

問 県道稻敷阿見線（香澄の里工業団地から125号バイパスを横断し、竹来中学校へ向かう道）は交



▲除草されていない歩道の様子

の活性化に繋がる事なども踏まえ、事業の継続を検証していく。補助額についても補助金適正化委員会へ諮り検討していく。

問 県道の除草計画は県から阿見町へきちんと示されているか。

答 県では年度初めに町内全域の国道・県道を対象として除草工事を発注し、適切な時期に1から2回程度実施していると確認している。

問 県道稻敷阿見線（香澄の里工業団地から125号バイパスを横断し、竹来中学校へ向かう道）は交

通量も多く、竹来中学校への送迎やスクールバスの運行ルートにも使われているが、雑草が繁茂し通行に支障が出ていて。接触事故などが起きる前に早急な対応が必要であると思つがどう考えるか。

答 雜草の繁茂により道路幅を狭め、通行上の支障となり接触事故に繋がるリスクも高まる事から、町としても道路環境を維持してもらうよう県に引き続き、強く要望していく。

## 民生教育常任委員会

町内の福祉関係施設を視察

令和7年7月15日・7月22日・7月23日 阿見町内

町内福祉関係事業所を集中的に視察した。社会福祉協議会の運営する「地域包括支援センター」、就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所「ThornCastle ☆ STAR」、就労継続支援B型事業所「コトリノ木」、児童発達支援・放課後等デイサービス「キャッチボール」、多機能拠点整備型(ワンストップ型)生活拠点「くら・ら」、特別養護老人ホーム「阿見こなん」、ホースセラピーを取り入れた児童発達支援・放課後等デイサービス「プレスト(ヒポトピア)」の7ヶ所である。それぞれ事業所独自の工夫の下に、利用者の居場所・拠り所となっていた。事業所の看板は見かけるが実際の様子を見ることは少なく貴重なものだった。



「くら・ら」視察の様子



「プレスト(ヒポトピア)」視察の様子

## 産業建設常任委員会

阿見町商工会と清明川土地改良区の現状を視察

令和7年  
6月24日・7月28日 阿見町内

令和7年度の産業建設常任委員会における新たな試みとして、町内の各種団体に出向き、現状の確認と把握を行うための現地視察を行った。

阿見町商工会では、主に財政状況に関する現状の説明があった。説明によると、阿見町商工会の財政は補助金収入に頼るところが大きく、決算ベースで54.8%が補助金による収入となっている。阿見町からの補助金は、上限が1千万円と定められており、実際の事業費に対して7割程度の充当で、残りは自己資金から負担するため、将来に向けた貯蓄の額が数百万円単位で目減りしていく見込みである。他市町村では、上限額を定めていないところや、個別の事業に応じた補助が出るところもある。また、商工会は公益法人であり、利益を追求する団体ではない。支出が多いイベントは、商工まつりなどの消費者への還元や町を盛り上げるためのものもあるため、商工会への支援を町に要望している。以上のような説明があった。



阿見町商工会



現地視察(島津地区の取水口)の様子

清明川土地改良区では、現在問題になっていることについて説明があった。1点目は、追原地区的農地の排水路の問題で、国道125号バイパスの4車線化工事の完成後、そこから道路沿いの農地に流入する雨水等の量が増加しており、大雨の際には農地わきの排水路から水があふれて、土手やあぜ道が侵食され崩落や沈下が起き、農地からの排水管が上向いてしまうなど、営農に支障を来してい

常任委員会・特別委員会

## 委員会活動

Until October  
2025



各議員が専門的な委員会に分かれて、議案や請願・陳情などの審査、視察や研修を行う各常任委員会や特別委員会の活動をご報告します。

委員会の仕組みについては下記をご参照ください。  
<https://www.town.ami.lg.jp/0000000990.html>



## 総務常任委員会

ごみの再資源化の取り組みについての視察を実施

令和7年7月18日 栃木県壬生町

総務常任委員会では、令和7年7月18日(金)に栃木県壬生町を訪問し、今年度の活動計画に沿った「ごみの再資源化の取り組みについて」視察研修をした。

壬生町の生活環境課より、「ペットボトルリサイクル事業」、「資源ごみ回収報償金交付制度」の説明があった。

令和6年10月よりサントリーと協定を締結し、町民からペットボトルの分別・回収を行い、回収されたペットボトルが再生ペットボトルへリサイクルされるという「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業を取り組んでいるとのことだった。

使用済みのペットボトルをリサイクルすることで、CO<sub>2</sub>排出量を63%削減でき、地球環境と資源を守る取り組みとして有効であることがわかった。

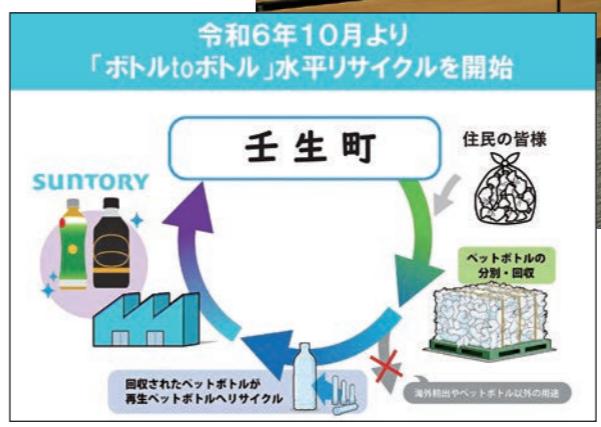
「紙類、ビン類、金属類、布類、その他」の資源ごみは、地域で1回につき500kg以上を共同集荷し、回収業者に売却した団体に対して、重量割1kgにつき2円プラス回数割1回につき1,000円の報償金を、「ペットボトル」の資源ごみは、地域で1回につき200本以上を共同集荷した団体に対して、1本につき1.0円の報償金を交付しているとのことだった。

今後、阿見町でもごみ処理施設の広域化や資源ごみの回収については、ますます深刻な問題となってくるものと思われ、非常に参考となった。

一連の視察で得た知見は、今後の委員会活動で活かしていきたい。



壬生町での研修の様子



壬生町「ボトルtoボトル」水平リサイクル

進・議・帶  
議会活動  
一致団結!  
意識改革!  
進め議会! 連携!  
Until October 2025

議会が一丸となって二元代表制の一翼を担うべく、町政運営の調査・監視及び評価を行い、政策の立案・提言を行っています。議会改革が進み、マニフェスト大賞での優秀躍進賞の受賞など成果が出てきたことから、議会改革の視察受け入れが増えています。

## 広聴広報特別委員会 放課後議員カフェ

令和7年7月17日 阿見町内（3中学校）



阿見町議会では、開かれた議会を目指して様々な取組みを行っている。今回、初の試みとして、町内にある3つの町立中学校（阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校）に議員がお向いて、中学校の生徒たちと意見交換を行う「放課後議員カフェ」を開催した。

これは、令和5年度の議会モニターの皆さまと意見交換して出来上がった「議員カフェ（素案）」を具現化したもので、町内3中学校の生徒会による令和6年度の議会訪問へのお礼や、中学生の主権者教育を議会として支援することを目的としている。

放課後議員カフェは、サブタイトルを「生徒と議員が気軽に話せる場」としており、会場配置を対面式の面接のようにならないよう工夫し、議員の服装もポロシャツなどの柔らかい印象の着用を認めて、参加者がリラックスして話をできるようにした。また、意見交換にあたっては「相手の意見を否定しないで受け止める」などのエチケットを作り、それを守るようにした。

当日は、議員それぞれが、自身の住所に応じた中学校を放課後に訪れ、自己紹介を兼ねたアイスブレイクを行った後、生徒たちと意見交換を行った。

テーマは、①学校について気になっていること、②まちについて気になっていること、③その他なんでも気になっていること、の3つで、特に③のテーマは生徒たちが話しやすいように設定したが、どのテーマでも様々な意見が出されていた。

意見の例を挙げると、①学校について気になっていることでは、部活動をする際の設備や備品に関する事、髪形や服装など校則に関する事などについて、②まちについて気になっていることでは、通学路などの道路における危険個所に関する事、町にできてほしい施設（商業施設や娯楽施設）に関する事などについて、③その他なんでも気になっていることでは、ごみ拾いに関する事、市制施行に関する事などについて。この他にも生徒たちから様々な意見が出され、議員からも質問が行われるなど、活発な意見交換が行われていた。



る。補修工事には多額の費用がかかるが、国からの補助は採択が難しい状況であるとのことだった。2点目は、農業用水管の問題で、霞ヶ浦の水を島津地区から取水して、南平台地区の西を経由し、国道125号バイパスを地下で横切って、追原地区や上条地区の方面に供給している直径80cmのパイプラインがあるが、その管の老朽化が進んでいる。実際に、延長線上にある直径50cmの管は漏水が発生して交換した。実態の調査には多額の費用がかかり、具体的な箇所が判明しても、交換のための補助はもらえない見込みであるとのことだった。説明の後は現地に行き、追原地区の農地の排水路と、霞ヶ浦からの取水口の状況を視察した。

今回の視察で得られたことは、今後の委員会活動や決算審査・予算審議において活用していきたい。



### 圏央道沿線の区画整理事業について視察を実施

令和7年7月30日 埼玉県蓮田市

今年度の活動計画に基づき、圏央道牛久・阿見インターチェンジ周辺の都市開発・まちづくりの参考にすべく、圏央道沿線の区画整理事業について視察を行った。

視察先は埼玉県蓮田市で、同市では高虫西部土地区画整理事業が進められている。平成19年に市の総合振興計画で「産業集積ゾーン」として位置付けしたことから始まり、平成25年の土地利用推進協議会が設立、平成30年に区画整理組合設立準備会の結成、令和元年に業務代行予定者の募集・決定、令和6年に市街化区域への編入、区画整理組合の設立、仮換地の指定・造成工事の着手と進展していったとのことだった。

高虫西部土地区画整理事業の特徴としては、事業地内に2箇所で合計7.6haにおよぶ周知の埋蔵文化財包蔵地があることで、牛久阿見インターチェンジ周辺の都市開発と類似した状況にある。試掘調査の結果、ほぼそのままの面積が本発掘調査の対象となり、令和6年6月から事業主体者による発掘作業が実施され、令和7年12月に発掘作業を完了する予定とのことだった。なお、委員から発掘費用についての質問が行われ、市の担当者からは、事業主体者が実施しているため市としては把握していないが、人員の規模からしても多額の費用がかかっていると思われるとの回答があった。

質疑応答の後は、事業現場の現地視察を行った。現地では発掘状況を見ながら説明があり、天気の良い日は80人から100人ほどの人員で発掘を進めているとのことで、実際に多くの人が発掘作業を行っていた。

今回、調査及び視察した内容は、今後阿見町で進んでいく圏央道牛久・阿見インターチェンジ周辺の工業団地開発と類似した事例であり、今後の調査研究を進めていくうえで大いに参考になるものだった。



## 議会日誌

令和7年  
7月～10月の

7月

- |     |                         |     |                   |
|-----|-------------------------|-----|-------------------|
| 17日 | 広聴広報特別委員会（放課後議員カフェ）     | 12日 | 第3回定例会本会議（一般質問）   |
| 17日 | 全員協議会                   | 16日 | 総務常任委員会           |
| 18日 | 総務常任委員会所管事務調査（栃木県壬生町）   | 16日 | 民生教育常任委員会         |
| 22日 | 民生教育常任委員会視察（町内）         | 17日 | 産業建設常任委員会         |
| 23日 | 民生教育常任委員会視察（町内）         | 18日 | 予算決算特別委員会（総務所管）   |
| 28日 | 産業建設常任委員会               | 19日 | 予算決算特別委員会（民生教育所管） |
| 28日 | 産業建設常任委員会視察（町内）         | 22日 | 予算決算特別委員会（産業建設所管） |
| 28日 | 茨城県後期高齢者医療広域連合臨時会       | 22日 | 広聴広報特別委員会         |
| 28日 | 茨城県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会   | 30日 | 民生教育常任委員会         |
| 28日 | 茨城県後期高齢者医療広域連合全員協議会     | 30日 | 第3回定例会本会議         |
| 30日 | 産業建設常任委員会所管事務調査（埼玉県蓮田市） |     |                   |

10月

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 4日  | 広聴広報特別委員会（放課後議員カフェ）     |
| 6日  | 鳥取県町村議会議長会行政視察受入        |
| 8日  | 産業建設常任委員会所管事務調査（滋賀県野洲市） |
| 9日  | 産業建設常任委員会所管事務調査（岐阜県養老町） |
| 10日 | 栃木県野木町議会行政視察受入          |
| 14日 | 議員研修会                   |
| 14日 | 議会だより編集委員会              |
| 16日 | 神奈川県葉山町議会行政視察受入         |



## 鳥取県町村議会議長会が来庁

令和7年10月6日 阿見町役場



鳥取県町村議会議長会から町村議長の6名と、事務局2名の合計8名が来庁され、議会改革アドバイザー制度、オンライン会議の体制づくり、議会モニター制度および議会報告会・意見交換会について視察された。

当議会からは正副議長、広聴広報特別委員会の正副委員長が出席し、議会改革アドバイザー制度、オンライン会議の体制づくり、議会モニター制度および議会報告会・意見交換会について紹介した。

その後の質疑応答では、議会アドバイザー制度の成果について、オンライン会議の実態や方針について、さらには議会モニターからいただいた意見のとりまとめについてなど様々な質問をいただき、それらに対する回答を通じて、それらの議会の広報・広聴についての意見交換が行われ、充実した研修となった。



令和7年10月10日 阿見町役場



## 栃木県野木町議会が来庁

栃木県野木町議会から議会運営委員会の6名と、事務局1名の合計7名が来庁され、議会改革アドバイザー制度、議会モニター制度について視察された。

当議会からは正副議長、広聴広報特別委員会の正副委員長が出席し、議会改革アドバイザー制度、議会モニター制度について紹介した。

その後の質疑応答では、議会アドバイザー制度の成果について、議会モニターからいただいた意見のとりまとめについてなど様々な質問をいただき、それらに対する回答を通じて、それらの議会の広報・広聴についての意見交換が行われ、充実した研修となった。



令和7年10月16日 阿見町役場



## 神奈川県葉山町議会が来庁

神奈川県葉山町議会から議会運営委員会・議会広報常任委員会の12名、議長、事務局2名の合計15名が来庁され、あみ議会報告会＆交流会、議会モニター制度について視察された。

当議会からは議長、広聴広報特別委員会の正副委員長が出席し、あみ議会報告会＆交流会、議会モニター制度について紹介した。

その後の質疑応答では、議会報告会＆交流会の成果について、議会モニターからいただいた意見のとりまとめについてなど様々な質問をいただき、それらに対する回答を通じて、それらの議会の広報・広聴についての意見交換が行われ、充実した研修となった。



# まちびと インタビュー



## 次回定例会

12月2日(火)

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会は傍聴できます。

本会議は役場1階ロビーのテレビでもご覧いただけます。

## 編集後記

秋のひととき、いかがお過ごしでしょうか。今年は、阿見町が合併により誕生して70周年の節目の年に当たります。今から70年前、旧阿見・旧朝日・旧君原の各村に舟島村の一部が加わる形で、合併した当時（昭和30年）の住民基本台帳人口は22,852人でした。それから町内に福田・筑波南第一・東部の3つの工業団地ができ、圏央道の開通、大型商業施設であるアウトレットの開業や岡崎・鈴木・本郷第一などの区画整理事業による開発も進み、現在では人口5万人を超え、市制施行に向けた準備も進められております。

これからも読みやすい議会だよりをお届けいたします。

武井 浩

議会だより  
編集委員会

【委員長】  
石引大介  
【副委員長】  
栗田敏昌  
【委員】  
合藤井田  
次  
剛男  
浩聰  
栗落武  
武範  
合藤井田  
次  
剛男  
浩聰

今回は、ショートテニスに汗を流している、いわくわいの皆さんにお話を伺いました。

### Q いつ頃から活動していますか

A およそ20年くらい前からです。霞台にお住まいだった方が始めたと聞いています。が、高齢化によりメンバーも変わってきています。

### Q ショートテニスとは

A スポンジボールを公式テニスと同じようにネット越しにラケットで打ち返すスポーツです。スポンジボールなので、手首の衝撃力も弱く、初心者でもラリーが続きます。

### Q 町民の皆さんにお伝えしたいこと

A ショートテニスを楽しみみたい仲間を募集しています。テニスの経験がなくても全く問題なく始められます。毎週月曜日午後7時からの時まで練習していますので、ぜひ見学に来てください。

### Q 阿見町に期待することは

A 阿見町は、スポーツ活動や文化活動が気軽に自由にできる環境ができると思います。各世代に対しても、これらの活動のPRをよろしくお願いします。